地球温暖化対策計画書

- 1 指定地球温暖化対策事業者の概要
- (1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名(法人にあっては名称)
指定地球温暖化対策事業者	新立川航空機株式会社
特定テナント等事業者	日本通運株式会社 多摩支店
特定テナント等事業者	株式会社ジャムコ
特定テナント等事業者	多摩運送株式会社

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事	業所	の名	称	新立川航空機株式会社	新立川航空機株式会社立川工場					
事	業所の) 所在	地	東京都立川市高松町一	東京都立川市高松町一丁目100番地					
	事業の	分類番	号	K69 K_不動 B	產業_物品賃	賃貸業	不	動産賃貸業	業・管理	業
	業種	産業分類	頁名		不動産賃賃	賞業・管	理業			
		主たる月	建	工場						
		建 物 (熱供給		延べ面積 にあっては熱供給先面積)	前年度末	104, 588	m²	基準年度	94, 495	m²
				事 務 所	前年度末	14, 334	m²	基準年度	4,805	m²
				情 報 通 信	前年度末		m²	基準年度		m ²
業 種 等				放 送 局	前年度末		m²	基準年度		m²
性 等	事業所		用用	商業	前年度末	960	m²	基準年度	960	m²
	の種類		途	宿 泊	前年度末		m^2	基準年度		m²
			別	教育	前年度末		m²	基準年度		m²
			内訳	医療	前年度末		m^2	基準年度		m ²
				文化	前年度末		m²	基準年度		m²
				物流	前年度末	46, 296	m^2	基準年度	39, 898	m²
				駐 車 場	前年度末	9, 751	m²	基準年度	9, 751	m²
				工場その他上記以外	前年度末	33, 247	m²	基準年度	39, 081	m ²
事	業 0) 概	要	当該地に所有する建物を工場 敷地内建物49棟、テナント1	湯等として賃貸 8社、約1,800	 している 人が就業。	0			
敷	地	面	積					144	, 565	m^2

(3) 担当部署

	名	称	不動産部施設グループ
計画の	連	電 話 番 号	042-529-1111
担当部署	絡	ファクシミリ番 号	042-524-6062
	先	電子メールアト゛レス	
	名称		総務部総務グループ
公表の	連	電 話 番 号	042-529-1111
担当部署	絡	ファクシミリ番 号	042-524-6062
	先	電子メールアト゛レス	s_soumu@tachihi.co.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

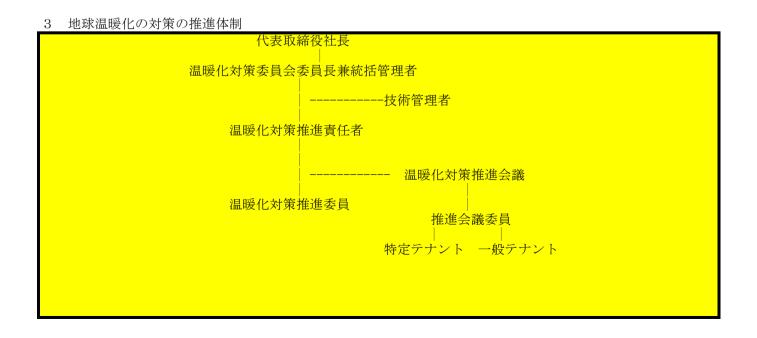
	✓ ホームペー	ジで公表	アドレス:	http://www.tachihi.co.jp/shintachikawa/
			閲覧場所:	
	□窓□で	閲覧	所在地:	
公表方法			閲覧可能時間	
		子	冊子名:	
	IIIJ	7	入手方法:	
	□そ の	他		

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の	•	平成18年3月31日	以前		
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度	使用開始年月日	C	平成18年4月1日 以降	年	月	日

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

「地球温暖化対策は企業の社会的責務」と位置づけ、エネルギーの効率的利用、省エネルギー対策の実施等、 社会に貢献するという企業理念と調和の取れた企業活動を展開することで温室効果ガス排出の抑制を進める。 また、構内街路樹等の緑化設備の充実を一層進め、うるおいある環境づくりに貢献する。



4 温室効果ガス排出量の削減目標(自動車に係るものを除く。)

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から	·
削減目標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	構内テナント各社に対して設備更新の際は省エネ機器導入を薦めていくとともに、エネルギー使用設備の運用に係わる省エネ対策の実施によりテナントと一体となって総量削減義務以上の削減を目指す。
	特定温室効果 ガス以外の 温室効果ガス	構内テナント各社に対して設備更新の際は省エネ機器導入を薦めていくとともに、エネルギー使用設備の運用に係わる省エネ対策の実施によりテナントと一体となって総量削減義務以上の削減を目指す。
削 減 義 務	基準排出量	3,775 t (二酸化炭素 削減義 期 換算)/年 務 Ⅱ
の 概 要	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	17,745 t (二酸化炭素 平 均 削 换算) 6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計 画 期 間	2015 年度から	2019 年度まで	
削減	特 定 温 室 効 果 ガ ス		
目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス		

5 温室効果ガス排出量(自動車に係るものを除く。)

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位: t (二酸化炭素換算)

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特 (定温室効果ガス エネルギー起源CO ₂)	3, 301	3, 606			
	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)					
	メ タ ン (CH ₄)					
そ	一酸化二窒素 (N ₂ 0)					
の他ガ	ハイト゛ロフルオロカーホ゛ン (HFC)					
ス	ハ゜ーフルオロカーホ゛ン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF ₆)					
	上水・下水	20				
合	計	3, 321	3, 606			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況 単位:kg (二酸化炭素換算)/m゚・年

	2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	31.6	34. 5			

- 6 総量削減義務に係る状況(特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載)
- (1) 基準排出量の算定方法

0	過去の実績排出量の 平 均 値	基準年度: (<mark>2004年度、2005年度、2006年度</mark>)
0	排出標準原単位を 用 い る 方 法		
0	そ の 他	算定方法: ()

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分 Ⅱ

(4) 削減義務期間

2010 年度から 2014 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特 に 優 れ た 事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位: t (二酸化炭素換算)

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決	基準排出量 (A)	3, 775	3, 775	3, 775	3, 775	3, 775	18, 875
決定及び	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
予定の量	排 出 上 限 量 (C=ΣA-D)						17, 745
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						
実績	特定温室効果 ガス排出量(E)	3, 606					3, 606
	排 出 削 減 量 (F=A - E)	169					169

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

テナント移動に伴う設備更新や経済状況による操業時間の変化

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況(自動車に係るものを除く。)

		対策の区分	10月回次の天旭仏仏(日勤手に所るり)					
対策 No	区 分 番 号		対策の名称	実 施 時 期	備考			
1	110300	11_計測・記録の管理	全棟エネルギー使用量の把握	2010年度から				
2	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具の点灯時間管理	2010年度から				
3	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具のインバータ化、省エネ化	2011年度から				
4	160100	16_昇降機の運転管理	昇降機の運転時間管理	2010年度から				
5	110200	11_主要設備等の保全管理	既設備の把握、更新時省エネ化の推進	2010年度から				
6	350600	35_抵抗等による電気の損失の 防止に関する措置	既設備の把握、更新時省エネ化の推進	2012年度から				
7	160200	16_建物の省エネルギー	窓の断熱、採光の改善、屋根の遮熱	2010年度から				
8	130100	13_空気調和の管理	冷房時室温を28度に緩和	2011年度から				
9	170300	17_新エネルギー	建物新築時に新エネルギー設備導入	未定				
10	!							
11								
12								
13								
14								
15								

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価(自動車に係るものを除く。)	
基本方針に基づいた温室効果ガス排出量削減をすすめるために、テナントを含めた体制の整備を行い	
省エネルギーに取り組むこととした。	
11 エイルイーに取り組むこととした。 	
冷房時室温28℃の徹底やクールビズの導入を積極的に勧めている。	
屋根塗装改修時に遮熱塗料を採用して、室内温度の上昇を防ぐ対策をした。	
今後、照明器具の省エネ化や使用時間管理をすすめていく。	

- 9 自動車に係る地球温暖化の対策
- (1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容

低燃費車の導入、エコドライブの推進。

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策 ア 基本方針

基本方針

低公害車、低燃費車の使用を働きかける。アイドリングストップの徹底。

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

					取組状況				
□自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。□施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。					実施しない	当し			
	低公害・低燃費車の利用割合の向上								
低公害・低燃費車等	テナントが貨物等を搬入する際は、低公害車・低燃費車を使用するように 働きかける。入出門証を交付するときに低公害車・低燃費車の利用状況を 確認する。			0					
の利用割合の向上	環境負荷の大きな自動車の利用抑制								
	東京都適合者ステッカーを貼付した車両を使用するように、テナントに 働きかける。			0					
物流効率化の推進による交通量の抑制									
エコドライブの促進の啓発をする。			0						
体制の整備 温暖化対策委員会内にて整備する。				0					
貨物輸送以外の自動 車交通量対策									
事業所に搬入される貨物等 1 トンキロ当たりの二酸化炭素(CO_2)排出量 k g $/$ t · k m									